

# 安来市地域元気いきいき補助金

～活力ある集落・地域づくり活動を支援します～

市では、活力ある集落・地域づくりに向けて市民自らが取り組む事業に対する支援として、「地域元気いきいき補助金」を交付し、その活動や事業に要する費用の一部について補助を行います。

## 1. 補助金の概要

### (1) 対象団体

自治会や市内に住所を有する者5人以上で組織された団体で、同一年度内にこの補助金の交付決定を受けていないものとする。

### (2) 対象事業

#### ①生活環境の保全及び美観活動事業

例) 河川・道路の清掃、除伐事業・花いっぱい運動、公園整備など

#### ②生活の安全及び安心活動事業

例) 自主防災事業、見守り隊の新規活動など

#### ③イベント事業

例) イルミネーション設置、地域活性化のためのイベントなど

#### ④体育・文化振興及び学習活動事業

例) 伝統行事の保存伝承、ふるさと学習など

#### ⑤市民交流事業

例) 地域間交流、世代間交流、都市交流など

#### ⑥その他地域活性化のための事業

例) 地域活性化のための団体立ち上げなど

## ■対象とならない事業

#### ①実施主体が法人（特定非営利活動法人を除く。）の事業

#### ②営利活動、政治活動又は宗教活動と認められる事業

#### ③交流センターの主催事業

#### ④この補助金の交付を3か年間受けた事業

#### ⑤他団体主催事業への参加のみの事業

#### ⑥事業の企画立案及び実施運営を外部委託する事業

#### ⑦事業費の1／2以上を外部委託とする事業

#### ⑧建築物、構造物の作成を含む事業（事業のための一時的な設置を除く）

#### ⑨物品の購入だけを目的とした事業

#### ⑩補助金の額が1件5万円未満の事業（補助対象経費7万5千円未満）

#### ⑪市および関係団体からの他の助成等を受けている事業

#### ⑫市に利用可能な他の助成制度がある場合

### (3) 補助期間

1事業につき3年間

### (4) 対象事業費

事業に要する経費を対象としますが、以下のものは除きます。

- ①団体の運営費
- ②飲食に関する経費
- ③構成員への謝金、交通費等
- ④観光・文化施設への入場料
- ⑤構成員への車両、機材の借上げ料（燃料等の実費弁償は除く）
- ⑥備品の購入費

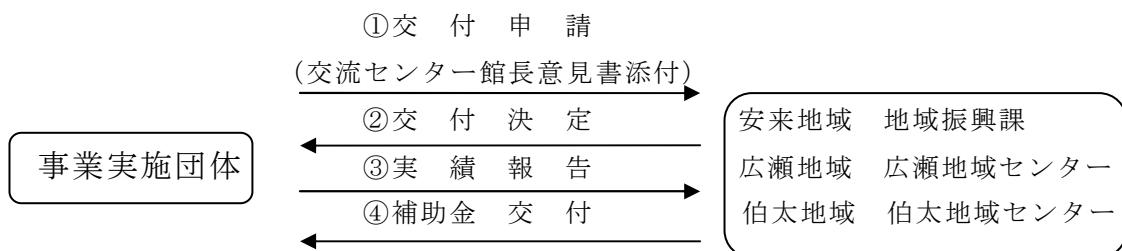
### (5) 補助金の額

1事業あたり補助対象経費の3分の2以内で、20万円を上限度額とし、下限額は5万円とします。（千円未満切捨て）

### (6) 募集期間

4月1日から随時受付けます。

## 2. 補助金申請から交付までの流れ



## 3. 問い合わせ先

- ・安来地域：地域振興課 市民協働係 TEL 23-3067
- ・広瀬地域：広瀬地域センター TEL 23-3201
- ・伯太地域：伯太地域センター TEL 23-3303